

第八回はんだ山車まつり 公式認定グッズ認定審査について

●審査方法

1. 第八回はんだ山車まつり実行委員会における実行本部長会議を予備審査の場とし、本部役員会議にて最終審査を実施する。
2. 下記の認定基準に沿って、各商品について「認定許可」・「改善指示」・「認定不可」の判断をする。
3. 役員全員が「認定許可」とした商品については、「認定許可」とする。
4. 役員全員が「認定不可」とした商品については「認定不可」とする。
5. 上記3, 4以外の商品については、協議を行い、「認定許可」「改善指示」「認定不可」のいずれかを決定する。
6. 「改善指示」となった商品は、公式認定グッズ委員会において改善内容が適切と認められた後、「認定許可」とする。
7. 認定許可後、各業者へ電話連絡をして認定料の支払いについて承諾を得た商品を公式認定グッズとして認定する。

●認定基準

1. 第八回はんだ山車まつりをイメージした商品で、まつりの盛り上げに資するもの
2. 半田市の地域資源が活かされているなど、半田市の土産品としてふさわしいもの
3. 半田市のイメージを損なう恐れのないもの
4. 商品と価格のバランスがとれているもの
5. 特定の政治、思想、または宗教の活動に利用される恐れがないもの
6. 法令や公序良俗に反する恐れがないもの
7. 公式認定グッズとしてオリジナル性があるもの